

## 令和8年度予算編成に向けた「区提案反映制度」項目・対応状況一覧

提案区	番号	項目	提案内容の概要	所管局	○：対応 △：一部対応
都筑	1	バス路線利便性維持及び持続的な地域交通の検討	1 公共交通としてのバス路線の維持のため、生活交通バス路線維持制度による補助金の交付の継続維持 2 都田地区におけるボランティアバスの持続的な運行に向けた継続的な支援	都市整備局	○
都筑	2	都筑区プランにおけるまちづくり重点検討地区の推進	まちづくり重点検討地区におけるまちづくりの将来像の検討に向けての地域との意見交換や勉強会の開催、地域の意向確認等による継続的な地域支援の実施	都市整備局	○
都筑	3	センター北地区における回遊性の向上に向けた渋滞対策	センター北地区の渋滞緩和に向けた地域及び商業施設等との意見交換の継続及び改善策の検討	都市整備局	○
				経済局	○
都筑	4	横浜国際プール再整備に伴う周辺地区のまちづくりの推進	地域の魅力向上に資する横浜国際プール再整備事業について、事業計画に基づき着実に推進するため、地域に対する具体的なスケジュールや検討状況の情報提供及び必要予算の確実な確保	にぎわいスポーツ文化局	○
都筑	5	市内中小製造業の販路開拓	テクニカルショウヨコハマ2027へのメイドインつづき共同展示スペースの出展	経済局	○
都筑	6	市立保育所における医療的ケア児等の受入れ拡充及び安定的な運営(職員の退職や病気等の緊急時の対応)を目的とした看護職の配置	1 必要な園に必要な時間帯に看護師を派遣できる制度(訪問看護事業所等との派遣協定や派遣契約等)の導入 2 看護師(会計年度任用職員)が区を跨いで勤務できる仕組みの創設	こども青少年局	△
都筑	7	中山北山田線自転車通行空間整備事業	自転車通行空間の整備(L=3,530m)に必要な予算の確保	道路局	○
都筑	8	区役所による制度活用促進につながるネーミングライツ制度の明確化や仕組み構築	ネーミングライツ導入におけるスポンサー料の取扱の見直し	政策経営局	△

## 令和8年度予算編成に向けた区提案反映制度調書

所管局名	都市整備局		都筑区	区政推進課 TEL 948-2227																
		共通区	-																	
			継続年数	7年以上																
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%;">提案種別</td> <td style="width: 33%;">予算・制度関連</td> <td style="width: 34%;"></td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">番号</td> <td colspan="3" style="text-align: center;">項 目</td> </tr> <tr> <td colspan="3">1 バス路線利便性維持及び持続的な地域交通の検討</td> <td colspan="3"></td> </tr> </table>			提案種別	予算・制度関連		番号			項 目			1 バス路線利便性維持及び持続的な地域交通の検討								
提案種別	予算・制度関連																			
番号			項 目																	
1 バス路線利便性維持及び持続的な地域交通の検討																				
<p>◇地域の課題、基礎データ等</p> <p>1. 都筑区南部をはじめとする一部の地域では、駅まで15分圏外であるうえに、バス路線の廃止や減便に伴い、交通利便性は決してよくない状況です。区内の生活交通バス路線数は、29年度に1路線廃止して5路線となりましたが、市内で最多の区となっています。</p> <p>2. 路線バス事業は、近年の少子高齢化による利用者の減少や乗務員不足、新型コロナウィルス感染症等の影響により、路線の維持が大変厳しい状況が続いています。それを踏まえ、運行効率化として、市営300系統及び318系統等の路線再編とあわせて、市営600系統（新設）の実証実験を、令和5年1月より開始しました。</p> <p>3. 市営600系統については、令和4年6月に開所した都田地区センター・地域ケアプラザへのアクセスの確保等を目的として運行しておりましたが、利用者が目安人数に達しないなどから、本格運行には至りませんでした。そのため、地域からは、地域の交通に対し不安全感を抱いている声があががつてきているため、地域のニーズを把握しながら、バス事業だけでなく、この地区に適した地域の交通について引き続き検討する必要があります。</p> <p>4. 都田地区では、令和元年12月から地域によるボランティアバスを運行しています。このボランティアバスは、都田地区的交通手段の一つとなっているため、今後も継続して運行できるよう、支援していく必要があります。</p>																				
<p>◇地域ニーズ等の収集手段</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 1 日常の窓口対応等    <input type="checkbox"/> 2 市民からの提案等    <input type="checkbox"/> 3 地区担当制    <input type="checkbox"/> 4 地域懇談会等  <input checked="" type="checkbox"/> 5 区民アンケート    <input type="checkbox"/> 6 区民要望    <input checked="" type="checkbox"/> 7 関係団体からの要望  <input type="checkbox"/> 8 デジタルプラットフォーム    <input type="checkbox"/> 9 その他 ( )</p>																				
<p>◇区民からの具体的な要望</p> <p>1. 行政と地域の会合において、バス路線の利便性確保の要望が出されている。（都田連合、池辺連合地域のつどい主要事業説明会など～R6年）</p> <p>2. 平成27年度、令和元年度及び令和5年度区民意識調査によると、中部地区と南部地区では、バスの利便について不満と回答している割合が高い項目となっていた。</p> <p>3. 買い物や役所に行くときにはバスに乗るが、1時間に1本しかなく、移動が大変（H28年度 池辺地域懇談会）</p> <p>4. 買い物、通院ニーズは生活維持に関わるものであり、1便／時だけでもバスを維持してもらえると助かる。（連合会長との意見交換 H28年10月）</p> <p>5. 計画されている都田地区センターや都田地域ケアプラザへのアクセス向上のため、バスを増便してほしい。（H30年度 広聴）</p> <p>6. 市営600系統について継続してほしいという気持ちもあるが、市営600系統の廃止に伴い、最寄りのバス停が遠くなってしまったため、坂道が急なことからも大変不便である。その後の対応について、地域の声を聞きながら、代替手段について丁寧に検討してほしい。（R5年度 都田連合町内会）</p> <p>7. 地域交通に関して新しい制度ができ、ボランティアバスについても支援内容が拡充されたものの、運行の実態に合っていないところもあるため、見直しも含め検討してほしい。（R7年度 都田地区ボランティアバス）</p>																				
<p>◇これまでの区としての対応 ※区運営方針に位置付けられているものはその旨記載してください。</p> <p>1. 都市計画マスター・都筑区プラン：「バス利便性の向上」 (鉄道駅及び生活利便施設へのバスの利便性の向上、地域交通サポート事業による地域への支援)</p> <p>2. 温暖化対策やバス路線の維持の観点から、マイカーではなく公共交通機関の利用を区民に呼び掛けています。バス路線情報（減便等）について区連会での情報提供を実施しました。また、生活交通バス路線の採算状況と利用促進のお願いを記載したチラシを地域へ配布、バス車内で掲示しました。</p> <p>3. 定時運行によるバス利便性の維持のため、道路局とともに道路改良を進めました。</p> <p>4. 生活交通バス路線利用促進のため、広報よこはまやチラシやポスター等を通じたPRに取り組みました。</p> <p>5. バスネットワークの維持に向けて、道路局（現都市整備局）・交通局とともにワゴン型車両による実証実験も含めたバス路線の再編を行いました。</p> <p>6. 都田地区のボランティアバスについて、運行支援や補助金業務などを実施しました。</p>																				
<p>◇提案内容・概算額等</p> <p>1. 公共交通としてのバス路線の維持のため、生活交通バス路線維持制度による補助金の交付の継続維持 【都市整備局交通企画課】</p> <p>2. 都田地区におけるボランティアバスの持続的な運行に向けた継続的な支援【都市整備局地域交通推進課】 ・運行内容に応じた制度の見直し ・ドライバー確保に向けた制度の確立 等</p>																				
<p>◇参考：区執行体制上の課題</p> <p>現行の体制で対応</p>																				
<p>◇所管局</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%;">所管局課</td> <td colspan="5">都市整備局交通企画課、地域交通推進課</td> </tr> </table>						所管局課	都市整備局交通企画課、地域交通推進課													
所管局課	都市整備局交通企画課、地域交通推進課																			

◆局回答内容

都市整備局	交通企画課、地域交通推進課	
TEL	671-4128 (交通企画課)	671-3800 (地域交通推進課)

対応の有無	対応する
対応する場合	<p>◇対応の内容</p> <p>維持路線について、引き続き運行の効率化や利用促進等を図りながら、横浜市生活交通バス路線維持制度による補助金を交付していきます。【都市整備局交通企画課】</p> <p>ボランティアバスの持続的な運行に向け、みんなのおでかけ交通事業による補助制度について、必要に応じて見直し等を検討していきます。また、現在実施しているドライバー講習等を通じてドライバーの確保につなげてまいります。【都市整備局地域交通推進課】</p>
対応しない場合	<p>◇課題に対する局の考え方</p> <p>◇対応する場合の課題</p>

## 令和8年度予算編成に向けた区提案反映制度調書

		都筑区		区政推進課	
				TEL	948-2227
所管局名	都市整備局	共通区	-		
				継続年数	7年以上
提案種別					
予算関連					
番号	項目				
2	都筑区プランにおけるまちづくり重点検討地区の推進				
◇地域の課題、基礎データ等					
<p>東山田駅では、平成20年3月にグリーンラインが開通しましたが、駅周辺に必要な道路などの基盤整備、商業施設などの集積がされておらず、駅利用者からは、道路、利便施設、防犯など、駅周辺のまちづくりへの要望が多数寄せられています。</p> <p>駅周辺については、市街化調整区域のままであり、有効な土地利用が進んでいないことから、まちづくり重点検討地区としてふさわしいまちづくりを進めていくため、主体となる地域の皆様のご意向をしっかりと確認しながら、まちの将来像を検討していくことが必要です。</p>					
◇地域ニーズ等の収集手段					
<p><input checked="" type="checkbox"/> 1 日常の窓口対応等    <input checked="" type="checkbox"/> 2 市民からの提案等    <input checked="" type="checkbox"/> 3 地区担当制    <input checked="" type="checkbox"/> 4 地域懇談会等  <input checked="" type="checkbox"/> 5 区民アンケート    <input type="checkbox"/> 6 区民要望    <input checked="" type="checkbox"/> 7 関係団体からの要望  <input type="checkbox"/> 8 デジタルプラットフォーム    <input type="checkbox"/> 9 その他 ( )</p>					
◇区民からの具体的な要望					
<ol style="list-style-type: none"> <li>駅周辺のまちづくりに対して積極的に支援していただきたい。まちづくりを進めてもらいたい。（平成20年5月、平成21年5月）</li> <li>グリーンラインの駅があるので行政主導で美しく安全で便利なまちづくりを具体的に検討していただきたい。（東山田駅利用者 平成23年度広聴データ）</li> <li>平成23年度に連合町内会から、地域のまちづくりを市が主体となって進めるよう要望があった</li> <li>東山田駅周辺の自治会町内会から駅周辺のまちづくりに対する要望（平成25年10月地域のつどい）</li> <li>東山田駅周辺の再開発を一刻も早く進めてほしい。（平成29年度広聴データ）</li> <li>東山田地区の公園や緑地の整備を進めてほしい。（平成30年度広聴データ）</li> </ol>					
◇これまでの区としての対応 ※区運営方針に位置付けられているものはその旨記載してください。					
<ol style="list-style-type: none"> <li>都市計画マスタープラン都筑区プラン：まちづくり重点検討地区（東山田駅周辺地区） バランスの取れた土地利用の実現と都市機能の充実</li> <li>平成25年度に、東山田駅周辺地区のまちづくりを進める基礎資料とするため、東山田駅周辺の地権者へアンケートを支援しました（都市整備局市街地整備推進課が実施）。</li> <li>令和5年度～令和7年度に都市整備局市街地整備推進課とともに、周辺の町内会との意見交換を実施しました。</li> </ol>					
◇提案内容・概算額等					
<p>まちづくり重点検討地区におけるまちづくりの将来像の検討に向けての地域との意見交換や勉強会の開催、地域の意向確認等による継続的な地域支援の実施</p>					
◇参考：区執行体制上の課題					
現行の体制で対応					
◇所管局					
所管局課	都市整備局市街地整備推進課				

## ◆局回答内容

		市街地整備推進課	
都市整備局	TEL	671-2678	

対応の有無	対応する
対応する場合	<p>◇対応の内容</p> <p>まちづくりの主体となる地域の皆様と意見交換を行いながら、まちづくりの将来像の検討にあたっての地域支援を行います。</p>
対応しない場合	<p>◇課題に対する局の考え方</p> <p>◇対応する場合の課題</p>

## 令和8年度予算編成に向けた区提案反映制度調書

都筑区	区政推進課
TEL	948-2227
所管局名	都市整備局、経済局

継続年数	2年
------	----

提案種別	項目
予算関連	
番号	項 目
3	センター北地区における回遊性の向上に向けた渋滞対策

## ◇地域の課題、基礎データ等

港北ニュータウンのタウンセンター地区については、主要な生活拠点にふさわしい都市機能の集積を促進するものとして、「広域的な商業・業務、サービス、文化などの機能集積の促進」「タウンセンターの一体性・回遊性の強化」等、まちづくりを進めてきました。その一方で、都市機能が集積したことでの商業施設等の駐車場への入庫待ち車両による渋滞が積年の課題となっています。

これまででも、商業施設等と連携しながら対策を講じてきましたが、特にセンター北地区においては、渋滞によるエリア全体の回遊性に支障が出ており、加えて自動車運転手の疲労感やストレスによる危険運転も見受けられ、地域からも改善に向けた更なる対応を求められています。

センター北地区においてはボッシュホール（都筑区民文化センター）が令和7年3月にオープンし、まちの活性化やにぎわい創出の取組も進めていく中で、来街者の増加が見込まれます。また、タウンセンター地区は保育所なども数多く立地しており、子どもたちにとって安全安心なまちづくりを進めなければなりません。これらを鑑み、交通環境の改善等の視点からも当地区のまちづくりを考える必要があります。

◇地域ニーズ等の収集手段								
<input checked="" type="checkbox"/> 1 日常の窓口対応等	<input checked="" type="checkbox"/> 2 市民からの提案等	<input type="checkbox"/> 3 地区担当制	<input type="checkbox"/> 4 地域懇談会等	<input type="checkbox"/> 5 区民アンケート	<input type="checkbox"/> 6 区民要望	<input checked="" type="checkbox"/> 7 関係団体からの要望	<input type="checkbox"/> 8 デジタルプラットフォーム	<input checked="" type="checkbox"/> 9 その他（センター北地区の渋滞対策検討に向けた意見交換会）

## ◇区民からの具体的な要望

- ノースポートモールの駐車場付近で渋滞していて、区役所通りに出るのに30分かかりました。  
対策をお願いします。
- 土日休日の昼間などはセンター北駅付近から大塚交差点にかけて頻繁に渋滞が発生しています。  
その影響で周辺の地区でも多くの渋滞が発生しています。対策を講じてください。

## ◇これまでの区としての対応 ※区運営方針に位置付けられているものはその旨記載してください。

- 都市計画マスタープラン都筑区プラン：「タウンセンターの充実」（広域的な商業・業務、サービス、文化などの機能集積の促進、タウンセンターの一体性・回遊性の強化）  
「環境に優しく快適な交通環境づくりの検討」  
(商業施設等と連携した渋滞対策の実施)
- 10年以上前から駐車場入庫待ちの調査の実施や横浜市、警察、商業施設との渋滞対策会議を随時開催するなど、渋滞緩和に向けて協議を進めてきました。
- 令和6年度からは、町内会や商業振興会との意見交換を行い、現状把握等を行っています。

## ◇提案内容・概算額等

センター北地区の渋滞緩和に向けた地域及び商業施設等との意見交換の継続及び改善策の検討【都市整備局地域まちづくり課、経済局商業振興課】

## ◇参考：区執行体制上の課題

現行の体制で対応

◇所管局	
所管局課	都市整備局地域まちづくり課、経済局商業振興課

## ◆局回答内容

都市整備局	地域まちづくり課
TEL	671-2667

対応の有無	対応する
◇対応の内容	
対応する場合	都筑区民文化センターのオープン等による、まちの活性化や賑わい創出によって、来街者による交通量の増加が見込まれるため、渋滞対策について都筑区等、関係組織に協力します。
◇課題に対する局の考え方	
対応しない場合	◇対応する場合の課題

経済局	商業振興課	
	TEL	671-3488

対応の有無	対応する
対応する場合	<p>◇対応の内容</p> <p>センター北地区内にあるノースポートモールは大規模小売店舗立地法の届出店舗であるため、引き続き、渋滞緩和に向けた意見交換の場に参加します。</p>
対応しない場合	<p>◇課題に対する局の考え方</p> <p>◇対応する場合の課題</p>

## 令和8年度予算編成に向けた区提案反映制度調書

都筑区	区政推進課	
	TEL	948-2227
所管局名	にぎわいスポーツ文化局	共通区 -

継続年数	3年
------	----

提案種別		項目
予算関連		
番号	事項	項目
4	横浜国際プール再整備に伴う周辺地区のまちづくりの推進	

## ◇地域の課題、基礎データ等

横浜国際プールについては、施設の老朽化により、様々な設備機器等の更新の機会を迎えており、令和3年度の包括外部監査において、施設の運用方法に関する意見があつたこと等から、単に施設の長寿命化を図るのではなく、この機会を好機ととらえ、再整備事業を実施することにより、さらなる市民サービスの向上及び持続可能な施設運営を目指すのはもちろんのこと、本施設を地域の魅力向上に寄与する施設にしていくことを目指し、本施設の利活用検討を進めてきました。令和6年度は、再整備事業計画素案を作成し、市民意見募集を実施した上で、令和7年3月に再整備事業計画を策定しています。

横浜国際プールは、区民のスポーツや健康づくりの場としてだけでなく、地域活動にとって重要な施設であるため、この施設の再整備を契機とした、より魅力的なまちづくりとなるよう検討する必要があります。

## ◇地域ニーズ等の収集手段

- |                  |              |               |            |
|------------------|--------------|---------------|------------|
| ■ 1 日常の窓口対応等     | ■ 2 市民からの提案等 | ■ 3 地区担当制     | ■ 4 地域懇談会等 |
| □ 5 区民アンケート      | □ 6 区民要望     | ■ 7 関係団体からの要望 |            |
| □ 8 デジタルプラットフォーム | □ 9 その他 ( )  |               |            |

## ◇区民からの具体的な要望

- ・意見交換を踏まえて策定された横浜国際プール再整備事業計画について、その方向性に沿って事業を推進してほしい。
- ・プール利用者の少なさからも、スポーツフロアにした方が良いのではないか。
- ・改修後も横浜ビー・コルセアーズのホームアリーナとして使用してほしい。
- ・区民だけでなく、他のエリアからも人が集まる施設にしてほしい。
- ・子どもを中心として、人が集まるような施設にしてくべき。
- ・中学、高校の水泳大会本番と同じような環境で練習できるということは大切。そういう観点も大事にしてほしい。
- ・もっと地域住民が気軽に利用できる施設にしてほしい。小さい子どもや高齢者の方が繋がる場所になると良い。
- ・(そうしたことからも) 北山田駅からの階段のアクセスを改善できないか。
- ・傾斜等を生かして、アクセスも楽しめるような空間とできないか。
- ・竹林なども活かして利用方法を考えるべき。

## ◇これまでの区としての対応 ※区運営方針に位置付けられているものはその旨記載してください。

にぎわいスポーツ文化局とともに、都筑区区連会や横浜国際プールが位置する連合町内会、単位町内会の定例会等の場における意見交換の実施及び情報の周知

## ◇提案内容・概算額等

地域の魅力向上に資する横浜国際プール再整備事業について、事業計画に基づき着実に推進するため、地域に対しても具体的なスケジュールや検討状況を情報提供するとともに、必要予算を確実に確保すること。

## ◇参考：区執行体制上の課題

現行の体制で対応

## ◇所管局

所管局課	にぎわいスポーツ文化局スポーツ振興課
------	--------------------

## ◆局回答内容

にぎわいスポーツ文化局	スポーツ振興課	
	TEL	671-3288

対応の有無	対応する
対応する場合	<p>◇対応の内容</p> <p>横浜国際プール再整備事業計画を着実に推進するためにも、区及び地域に対し適宜、情報共有を行っていきます。また、事業実施に向けた予算計上を行っていきます。</p>
対応しない場合	<p>◇課題に対する局の考え方</p> <p>◇対応する場合の課題</p>

## 令和8年度予算編成に向けた区提案反映制度調書

所管局名	経済局	都筑区	区政推進課	
		共通区	TEL	948-2227

継続年数	7年以上
------	------

提案種別		項	目
番号	予算関連	項	目
5	市内中小製造業の販路開拓		

## ◇地域の課題、基礎データ等

- 本市事業者の99.6%を占める中小企業者は、横浜経済の担い手として大変重要な存在です。なかでも、都筑区は製造業の集積が特徴で、行政区別の事業所数は港北区に次いで2位、従業者数は鶴見区、金沢区、港北区に次いで4位となっており、平成22年度から区内中小製造業の販路開拓や企業間連携等を支援する「メイドインつづき推進事業」を実施しています。
- テクニカルショウヨコハマへの出展にあたっては、例年、メイドインつづきを一体的にPRできるよう、各社ブースとは別に共同展示スペースを確保しており、複数社が連携して作成した製品の展示等により、「メイドインつづき」の発信及び企業間連携の促進に大きく寄与しています。
- 地域経済の担い手である中小製造業の活性化は、地域の「魅力あるまちづくり」や「雇用」、「災害時の助け合い」や「市の税収増」につながるとともに、ものづくりが盛んな都市横浜としてのプレゼンスを高めます。都筑区にとどまらない本市全域における重要課題であり、一層の取組強化が求められています。

## ◇地域ニーズ等の収集手段

- 1 日常の窓口対応等     2 市民からの提案等     3 地区担当制     4 地域懇談会等  
 5 区民アンケート     6 区民要望     7 関係団体からの要望  
 8 デジタルプラットフォーム     9 その他（メイドインつづき参加企業へのヒアリング等）

## ◇区民からの具体的な要望

## 【メイドインつづき参加企業からの要望や意見】

- テクニカルショウヨコハマへの出展にあたっては、メイドインつづきを一体的にPRできるよう、各社ブースとは別にメイドインつづき共同展示スペースを引き続き確保してほしい。
- テクニカルショウヨコハマでのPR等により、「メイドインつづき」自体の認知度が向上してきている。メイドインつづき参加企業として認識され、他社から声をかけられることもあり、このような効果がもっと出てくるとよい。

## ◇これまでの区としての対応 ※区運営方針に位置付けられているものはその旨記載してください。

- テクニカルショウヨコハマへの出展支援、メイドインつづき共同展示の実施
  - 企業紹介冊子の作成、配布
  - 事業PRイベントの実施
  - メイドインつづき参加企業全体ミーティングの開催など
- ※都筑区運営方針：施策3「活力とにぎわい、魅力あふれるまち」

## ◇提案内容・概算額等

- テクニカルショウヨコハマ2027へのメイドインつづき共同展示スペースの出展【区実施】
- メイドインつづき参加企業各社の単独展示に加え、複数社連携した展示や実機展示（デモンストレーション）ができるよう、引き続きメイドインつづき共同展示スペースの設置を提案します。
- また、同スペースにおいて、メイドインつづき参加企業が取り組む、脱炭素化の取組や地域貢献活動など、区としてPRしたい内容を発信します。
- 負担金：■ ■ ■ 円

## ◇参考：区執行体制上の課題

現行の体制で対応

## ◇所管局

所管局課	経済局ものづくり支援課
------	-------------

## ◆局回答内容

経済局	ものづくり支援課	
	TEL	671-2567

対応の有無	対応する
対応する場合	<p>◇対応の内容</p> <p>区と連携してイベント等を実施することで、企業間連携の促進や各区の取組の相乗効果により更なるものづくりの魅力発信につながると考えます。引き続き工業集積地単位などの出展・PRの場を提供できるように、前年と同額を予算計上します。</p>
対応しない場合	<p>◇課題に対する局の考え方</p> <p>◇対応する場合の課題</p>

## 令和8年度予算編成に向けた区提案反映制度調書

所管局名	こども青少年局	都筑区	こども家庭支援課	
			TEL	948-2472
共通区	全区（一部賛同区含む）			

提案種別	継続年数
制度関連	新規

番号	項 目
6	市立保育所における医療的ケア児等の受け入れ拡充及び安定的な運営（職員の退職や病気等の緊急時の対応）を目的とした看護職の配置

## ◇地域の課題、基礎データ等

都筑区では、医療的ケア児のサポート園がみどり保育園しかなく、受け入れ件数が限られています。医療的ケアを行うためにサポート園には看護職が配置されますが、必ずしもすべての児童が常時、医療的ケアが必要な状態ではなく、例えば、胃ろうや経管栄養などを設ける児童は昼食時のみケアが必要であったり、ケアの内容に応じて看護職が求められるタイミングが様々です。さらに、医療的ケアはなくても、疾患などにより保育園での看護師配置が望まれる児童などもあり、今後、保育園への看護職配置の必要性はさらに増していきます。

そういう状況にある中で、看護師職は自らの休暇や病気などにより、「子どもを預かることができなくなるかもしれない」責任を抱えて日々業務にあたっており、現在の体制・制度では緊急的に看護師職が必要になってしまっても、区ですぐに候補者を探して配置することは困難です。また、そのような状況にある区があっても、近隣区の市立園に勤務する看護師に応援従事してもらうことなどによる対応ができません。

以上のように、緊急時に市全体でフォローしあえる体制や制度がない状況の中で、「子どもを預かることができない」事態に陥る危険性を常に抱え、それを回避するために現場の負担が増加していることから、市全体で看護師採用の新規登録申込者の情報共有や区間で緊急的に応援できる仕組みなど、サポート園事業を進めるうえでは、緊急時に柔軟に対応できる体制づくりが必須です。

## ◇地域ニーズ等の収集手段

- 1 日常の窓口対応等     2 市民からの提案等     3 地区担当制     4 地域懇談会等  
 5 区民アンケート     6 区民要望     7 関係団体からの要望  
 8 デジタルプラットフォーム     9 その他（市立保育園の現状を踏まえた区担当からの要望）

## ◇区民からの具体的な要望

区民から直接要望があったわけではありませんが、看護師が不足した場合、園で子どもを預かることができない可能性があります。

## ◇これまでの区としての対応 ※区運営方針に位置付けられているものはその旨記載してください。

常に看護師の会計年度任用職員（日額職）の登録を行っていますが、あまり応募はない状況です。

## ◇提案内容・概算額等

- 必要な園に必要な時間帯に看護師を派遣できる制度（訪問看護事業所等との派遣協定や派遣契約など）の導入派遣協定や派遣契約により、緊急時等に対応できるようにすることで安定的な運営が図れます。  
【こども青少年局保育・教育支援課】
- 看護師が区を跨いで対応できる仕組みの創設及び看護師職の採用情報の共有  
緊急時について、他区の保育園で対応できる制度を導入することで、全市的に医療的ケア児を受け入れるための体制を向上させることができます。  
例えば、採用は引き続き区で行うものの、会計年度任用職員の出張ルールの整理（区同士の出張が可能になるよう整理し、各区でルールを統一。）など。

また、看護師職の新規応募者や雇用中の方の情報を各区で共有することで、数少ない看護師職を探す中で、第一候補として、迅速に採用に向けた検討を進めることができます。

これにより、

- 看護師の新規申込者・雇用者情報を一括管理することで、必要なエリアで勤務ができる可能性のある方をいち早く見つけることが可能。
- 既に他区で勤務している方について、その勤務日以外に勤務可能な日があれば、自区で新規登録が可能か確認できる。

【こども青少年局保育・教育支援課】 【総務局人事課・労務課】

- 1 こども青少年局 整備費 ■■■円
- 2 こども青少年局・総務局 整備費 ■■■円

【参考】※【都筑区】R7事前協議書ベース（年間） ■■■円

## ◇参考：区執行体制上の課題

現行の体制で対応

## ◇所管局

所管局課	こども青少年局保育・教育支援課
------	-----------------

◆局回答内容

こども青少年局	保育・教育支援課	
	TEL	671-2396

対応の有無	一部対応する
対応する場合	<p>◇対応の内容</p> <p>1について、派遣契約は、労働者派遣法第26条第4項の規定により労働者派遣契約の当事者は、「労働者派遣の期間及び派遣就業をする日」を具体的に定めなければならない旨規定されていることから、緊急時に必要な園に必要な時間帯に看護師を派遣できる契約を包括的に締結することは現実的ではないと考えられます。その他、どのような形態で実現が可能か、検討しましたが、医療的ケア児の状態や必要なケアは多岐にわたるため、それぞれに対応するための看護師を派遣可能な状態にしておくことは現実的に難しいと考えます。</p> <p>2の業務出張については、制度を所管する総務局人事課及び労務課に確認・調整したところ、次のような見解を得られました。</p> <p>「本市においては、会計年度任用職員の出張（勤務地を離れて行う業務）について、業務負担が高いことが想定されるため、本来業務に出張を行うことが組み込まれている場合や、業務上必要と判断することができる研修に参加する場合などを除き、出張を行わせないことを原則としています。本件のように、通常の勤務地以外での従事が予定される場合は、出張の可能性があることを前提とした職の設定をし、募集要項、任用通知書でその旨を明示して対応する必要があります。ただし、労基法に基づき明示しなければならない就業場所及び業務について、例えば看護師が急に休暇を取得しなければならなくなつた場合等、臨時的な応援や出張など一時的に変更される場合のものは含まれないことから、現行のルールにおいても、任用通知書に出張等についての記載がないからといって、臨時の出張を不可としてはおりません。」</p> <p>この見解を踏まえると、直ちに「看護師が区を跨いで対応できる仕組みの創設」には至らない状況ですが、現行のルールにおいても状況に応じて可能な場合がありますので、そうした場合に各園で対応できるよう、臨時の出張に係る運用スキームを構築していきます。</p> <p>また、採用情報の共有については、各区で閲覧できる共有フォルダを利用することで、対応可能です。</p>
対応しない場合	<p>◇課題に対する局の考え方</p> <p>◇対応する場合の課題</p>

## 令和8年度予算編成に向けた区提案反映制度調書

都筑区	都筑土木事務所	
	TEL	942-0555
所管局名	道路局	共通区 -

継続年数	新規
------	----

提案種別		項	目		
予算関連					
番号					
7	中山北山田線自転車通行空間整備事業				

## ◇地域の課題、基礎データ等

1. 地下鉄や公園緑地をつなぐ主要道路
2. 都筑小学校の通学路に指定されています。
3. 自転車が歩道を通行している状況が多く、特に交通量の多い、通学時に児童が危険な状態にさらされています。
4. 都筑区で策定した「都筑区自転車・歩行者安全事業計画」において、要対策箇所に位置づけられています。

## 【基礎データ】(平成22年時点)

自動車交通量 12,678台/12h  
自転車交通量 736台/12h

## ◇地域ニーズ等の収集手段

- 1 日常の窓口対応等     2 市民からの提案等     3 地区担当制     4 地域懇談会等  
 5 区民アンケート     6 区民要望     7 関係団体からの要望  
 8 デジタルプラットフォーム     9 その他 ( )

## ◇区民からの具体的な要望

自転車通行帯の表示をセンター北に向かう方面に優先的につけてほしい。  
自転車が下るときに歩道が狭いので、危ない。  
何度もぶつかったことがある。

## ◇これまでの区としての対応 ※区運営方針に位置付けられているものはその旨記載してください。

平成28年3月に「都筑区自転車・歩行者安全事業計画」を策定し、自転車と歩行者の安全対策を推進しています。  
この中で当路線については、令和4年度より、国庫補助事業として事業を推進しています。  
令和4年度 設計委託  
令和6年度 工事 (整備延長 L=370m)

## ◇提案内容・概算額等

当路線においては、児童及び歩行者の安全確保を図るために、自転車通行空間の早期整備が求められていますが、国庫補助事業では市全体での認証率の低さや、他事業との比較による優先順位などから十分な予算が確保できず、事業の進捗に支障をきたしています。このため、自転車通行空間の整備に向けて必要な予算措置を図るよう要望します。

## 【予算計画】

令和8年度 工事費 : ■■■円  
令和9年度 工事費 : ■■■円  
令和10年度 工事費 : ■■■円

## ◇参考：区執行体制上の課題

現行の体制で対応

## ◇所管局

所管局課	道路局施設課
------	--------

## ◆局回答内容

道路局	施設課	
	TEL	671-2731

対応の有無	対応する
対応する場合	◇対応の内容 自転車通行空間の整備に必要な予算を確保します。
対応しない場合	◇課題に対する局の考え方 ◇対応する場合の課題

## 令和8年度予算編成に向けた区提案反映制度調書

所管局名	政策経営局		都筑区	地域振興課	
				TEL	948-2235
共通区	全区（一部賛同区含む）				
			継続年数	新規	

提案種別	制度関連	項目
番号		8 区役所による制度活用促進につながるネーミングライツ制度の明確化や仕組み構築

## ◇地域の課題、基礎データ等

## 【課題】

①『横浜市ネーミングライツ導入に関するガイドライン』において、ネーミングライツ導入の目的及び内容については、次の通り定められています。（以下、同ガイドライン抜粋）

「横浜市では、ネーミングライツを、横浜市、スポンサー、市民それぞれにとってメリットになり、地域活性化につながるような取組みとして進めます。具体的には、以下の目的により導入します。

(1) 厳しい財政状況の中、安定的な財源確保により持続可能な施設の運営を行います。

(2) 民間の資源やノウハウ等を活用することで、施設の魅力を高めることや、地域の活性化を図ります。」

「ネーミングライツは、市と民間団体等との契約により、市の施設等に愛称等を付与させる代わりに、当該団体からその対価等を得て、施設の持続可能な運営に資する方法です。ネーミングライツにより市が得た対価等については、基本的に施設の運営・管理に役立てるにします。」

②都筑区が令和5年度に導入手続きを進めたボッシュホール（都筑区民文化センター）においては、契約の相手方は単に施設名称としての発信だけではなく、文化振興への貢献や地域の賑わい創出のための自社との有機的な連携などを含めて提案し、契約者として選定されており、本市ネーミングライツ導入の目的に沿った安定的な財源確保に加えて、スポンサーの民間ノウハウの発揮による地域活性化が期待されています。

③現状のガイドラインには、ネーミングライツ導入期間中におけるスポンサー料の取扱いについて、「施設の運営・管理に役立てる」とありますが、事業所管課がスポンサー料をどのように「施設の運営・管理に役立てる」ことができるのかが不明確であり、事業所管課としてネーミングライツ導入のメリットを感じにくいことに加え、後年度の取組を計画することが難しい状況です。

④事業所管課のメリットを明確にしてスポンサー料を有効に活用できる仕組みを整備することで、区民のための施設にネーミングライツを導入することによるメリットを区民が実感できるような運営にも資することができると考えます。

## 【基礎データ】

ボッシュホール ネーミングライツ契約の概要

- ・対象施設 横浜市都筑区民文化センター
- ・愛称 ボッシュ ホール
- ・契約相手方 ボッシュ株式会社
- ・契約期間 令和7年1月1日～令和17年3月31日（10年3か月）
- ・スポンサー料 1,100万円（年額） ※令和6年度（7年1月～3月）のみ275万円。

## ◇地域ニーズ等の収集手段

- |   |   |                                      |                                   |
|---|---|--------------------------------------|-----------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 1 日常の窓口対応等     | <input type="checkbox"/> 2 市民からの提案等                 | <input type="checkbox"/> 3 地区担当制     | <input type="checkbox"/> 4 地域懇談会等 |
| <input type="checkbox"/> 5 区民アンケート      | <input checked="" type="checkbox"/> 6 区民要望          | <input type="checkbox"/> 7 関係団体からの要望 |                                   |
| <input type="checkbox"/> 8 デジタルプラットフォーム | <input checked="" type="checkbox"/> 9 その他（市会、契約相手方） |                                      | )                                 |

## ◇区民からの具体的な要望

・ボッシュホールのネーミングライツ契約検討時に地域からは、「区民のための施設にNRを導入するメリットが区民に伝わる必要があり、地域の賑わいづくりにつながることが重要」としてネーミングライツを導入することに対してのご理解をいただいています。

## ◇これまでの区としての対応 ※区運営方針に位置付けられているものはその旨記載してください。

・令和7年度都筑区運営方針 施策3 活力とにかく、魅力あふれるまち 文化とスポーツであふれるまちづくり推進事業「区民文化センター「ボッシュホール」の開館を契機とし、様々な文化・芸術や日本の伝統芸能等のイベント開催を通じた更なる文化振興の推進」に基づいた事業運営を行っています。

## ◇提案内容・概算額等

区役所がネーミングライツ導入を行う際に、スポンサー料の活用について、事業所管課が明確に導入のメリットを感じられるような制度の明確化や仕組みの構築を要望します。

## ◇参考：区執行体制上の課題

現行の体制で対応

## ◇所管局

所管局課	政策経営局財源確保推進課
------	--------------

## ◆局回答内容

政策経営局	財源確保推進課	
	TEL	671-4809

対応の有無	一部対応する
対応する場合	◇対応の内容 ネーミングライツにより得た対価の活用については、「横浜市ネーミングライツ導入に関するガイドライン」の内容を踏まえて行われていると認識していますが、提案の趣旨を踏まえ、今後向けて、財政局とも協議しながら検討します。
対応しない場合	◇課題に対する局の考え方 ◇対応する場合の課題